

写真付きの精神障害者保健福祉手帳で、都内の路線バスの運賃が半額になります
（都営バスは、従来通り「都営交通乗車証」を提示していただければ、無料で乗車できます）

1. 対象者

東京都が発行する、**写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳**をお持ちの方（ご本人のみ）

- ① 介護人は、割引対象になりません。
- ② 他の道府県から交付された手帳をお持ちの方は、対象になりません。
- ③ 写真が貼付されていない手帳では割引を受けられません。

2. 適用範囲

東京都内を運行する一般路線バスの都内区間

- ① 東京都内で乗車し、かつ東京都内で降車（下車）する場合にのみ適用されます。
- ② 都外から乗車した場合や都外で降車（下車）する場合は、適用になりません。
- ③ 高速バス、空港連絡バス、深夜急行バス等は除きます。
- ④ コミュニティバスの割引の有無については、運行事業者にお問合せください。

3. 割引運賃

運賃が半額になります。

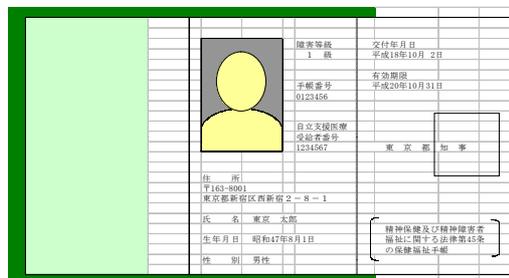
- ① バス共通カード・パスモ・スイカを利用する際も、割引が適用されます。
- ② 定期券は割引になりません。
- ③ 小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります。
- ④ 割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。

例) 運賃 210円の場合 → 110円 (小児60円)
運賃 200円の場合 → 100円 (小児50円)

4. 利用方法

- ① 運賃支払の際に、精神障害者保健福祉手帳の**写真が貼付されたページ**を開いて、乗務員に呈示してください。
- ② バス共通カード・パスモ・スイカをご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員に申し出てください。

精神障害者保健福祉手帳



5. 運用開始予定日

平成19年4月1日（日曜日）

6. 実施バス事業者

東急バス、東急トランセ、京王電鉄バス、京王バス東、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、関東バス、ケイビーバス、西武バス、国際興業、小田急バス、小田急シティバス、京浜急行バス、羽田京急バス、京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラル、東武バスウエスト、朝日自動車、立川バス、シティバス立川、西東京バス、多摩バス、神奈川中央交通、日立自動車交通、新日本観光自動車、大島旅客自動車、八丈町、三宅村、都営バス

7. その他

- ① 写真が貼付された手帳に変更を希望される場合は、現在お持ちの手帳（写真貼付なし）にご本人の写真（縦4cm×横3cm、裏面に氏名・生年月日を記入）を添え、お住まいの区市町村窓口（保健センター等）に再交付の申請をしてください。
- ② 「都営交通乗車証」については、従来の手続きで発行します。

8. お問い合わせ窓口

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健福祉課
 電話 : 03-5320-4464 (直通)